

# 宮崎市ワークライフバランス・女性活躍推進事業者表彰実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「宮崎市ワークライフバランス・女性活躍推進事業者表彰」(以下「WLB女性活躍表彰」という)を実施するにあたり、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 WLB女性活躍表彰は、宮崎市において、ワーク・ライフ・バランスの推進および女性活躍の推進に積極的に取り組む事業者を表彰し、その取組を広く周知することにより、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透を図るとともに女性活躍に関する社会全体の意識改革を図ることで、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ワーク・ライフ・バランスとは、家庭や地域生活等が充実することにより、結果的に仕事の質や効率が高まるという相乗効果が起き、どちらもうまく回る状態を作ることという。働く個人の生活の質が高まるだけでなく、これを実践する事業者は、優秀な人材が辞めず、社員のモチベーションが上がり、仕事の質や成果の向上等、経営効果が得られる。
- (2) 女性活躍の推進とは、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第2条に定められた基本原則に則して事業者において行われる多種多様な取組のことをいう。
- (3) 事業者とは、個人事業主を含むすべての事業を行う者のうち、労働者を使用するものをいう。法人格の有無、資本金の額や出資金総額、従業員数、事業所得額等の規模は問わない。

## (表彰の対象)

第4条 WLB女性活躍表彰の対象は、宮崎市内に本店または支店を有する事業者のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすものとして、「様式第1号」の推薦用紙によって自ら又は他者から推薦があったものとする。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるもの
- (2) 女性活躍の推進に取り組んでいるもの
- (3) その他、性別や年齢に関わらず個性と能力を最大限に発揮できるために取り組んで

いるもの

2 次のいずれかに該当する場合は、WLB女性活躍表彰を受けることができない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団関係者に該当するもの
- (3) 記載内容に虚偽が判明したもの

(募集および表彰事業者数)

第5条 WLB女性活躍表彰は、毎年度1回、公募により行い、表彰事業者数は2者以内とする。

(選考委員会の設置)

第6条 市長は、第5条における表彰事業者を選考するため、宮崎市ワークライフバランス・女性活躍推進事業者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(決定)

第7条 表彰事業者の決定は、前条に定める選考委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。

(組織)

第8条 選考委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 選考委員会の委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 宮崎市男女共同参画社会づくり推進審議会委員
- (2) 行政職員
- (3) その他、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、1年以内とし、任期満了日は毎年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第10条 選考委員会に委員長を置くこととし、委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第11条 選考委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表彰の方法)

- 第12条 WLB女性活躍表彰は、市長が表彰事業者に賞状等を授与することにより行う。
- 2 WLB女性活躍表彰は、原則として毎年度1回実施するものとする。

(公表)

- 第13条 WLB女性活躍表彰事業者の取組等については、市ホームページや市広報等に掲載し、広く周知するものとする。

(事務局)

- 第14条 WLB女性活躍表彰の選考及び表彰に係る事務は、地域振興部文化・市民活動課において行う。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**

**(基本原則)**

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。